2026年11月18日

各　位

会社名　　株式会社サンマルクホールディングス
代表者名　　代表取締役社長　藤 川 祐 樹
（コード番号 3395 東証プライム）
問合せ先　　取締役管理本部長 難 波 篤
ＴＥＬ　　（086）246 ― 0309

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．自己株式の処分の概要

（１）	処分期日	2026年12月18日
（２）	処分する株式の種類及び数	当社普通株式　41,347株
（３）	処分価額	１株につき2,624円
（４）	処分価額の総額	108,494,528円
（５）	処分予定先及びその人数並びに処分する株式の数	当社の従業員　142名　12,380株 当社子会社の従業員　271名　28,967株
（６）	その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

２．処分の目的及び理由

当社は、2023年５月19日開催の当社取締役会において、当社および当社子会社の従業員に対して、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いたしております。

本日、当社取締役会により、2026年12月18日から2029年11月30日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の従業員142名および当社子会社の従業員271名（以下、「割当対象者」という。）に対して支給された金銭報酬債権合計108,494,528円を、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式41,347株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社および当社子会社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

３．割当契約の概要

①　譲渡制限期間

2026 年 12 月 18 日～2029 年 11 月 30 日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

②　譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社および当社子会社の取締役、執行役員および従業員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任または退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③　譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社および当社子会社の取締役、執行役員および従業員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当該退任または退職の直後の時点をもって、2026 年 12 月から割当対象者が当社および当社子会社の取締役、執行役員および従業員のいずれの地位からも退任または退職した日を含む月までの月数を 36 で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

④　株式の管理に関する定め

割当対象者は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載または記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤　組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（以下、「組織再編等承認時」という。）には、当社取締役会決議により、2026 年 12 月から当該承認の日を含む月までの月数を 36 で除した数に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

組織再編等承認時には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の

定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

４．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026 年 11 月 17 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 2,624 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以　上